

2026やまびこフェスタ 出店要領

1. 目的

この要領は、2026やまびこフェスタ事業実施要項に基づき、やまびこフェスタ実行委員会「以下「主催者」という。」が、出店運営について、必要な事項を定めるものです。

2. 開催日時

出店及び販売する時間は、次のとおりとします。

- 1) 9月6日（日）午前9時30分～午後4時30分

3. 販売・展示コーナーの設置場所

- 1) 屋外テントの位置

道の駅「やまびこ館」イベント広場（芝生広場）

〒028-2513 岩手県宮古市川内第8地割2

- 2) 区画

出店申込は1テント（3間×2間）の申込みとします。（テントは主催者が用意します。申込者数により共同テントになる場合があります。また、配置は、主催者で決定させていただきますので、予めご了承下さい。）

4. 出店料

- 1) 宮古市内の出店者は、1テント 3,500円です。

- 2) 宮古市外の出店者は、1テント 5,500円です。

※作品などの展示及び紹介・PRについては無料ですが、当日、イベント会場内で開催予定の「福引抽選」対象店舗から除外させていただきます。

※キッチンカーでの出店の場合は、3間×2間の範囲内であれば、1テントとします

5. 出店条件

- 1) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- 2) 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- 3) その他関係法令等に適合していること。
- 4) 火器及び引火性の高い物質等を持ち込む場合には必ず消火器を持参すること。
- 5) 従事中のこまめな消毒を心がけること。

6. 飲食出店条件

保健所で手続きの必要な飲食物の販売の出店者については、前項の規定に加え、次の条件を満たす者とします。

- ① 食品衛生関係法令等に規定する営業許可施設の営業許可を受けていること。
- ② 食品衛生関係法令等に規定する岩手県内一円の臨時営業許可を受けていること。
- ③ 過去1年間、食中毒の事故歴が無いこと。
- ④ 食品（生産物）賠償責任保険等に加入していること。
- ⑤ 食品衛生関係法令等の基準に従い、陳列保管及び冷蔵設備があり、容器包装等により汚染防止の措置を講ずること。

7. テント内の基本設備

- 1) 出店者表示用のプレート（1枚）は事務局で作成いたしますが、出店者が所有する看板・のぼり等の持ち込みも可能です。
- 2) テーブル、椅子は、実際に使用する個数を出店申込書に記入してください。（※希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。）
- 3) ガス及び給排水等は、各テントに付いておりません。ガスについては出店者側で準備願います。給排水については、決められた箇所での使用となります。

8. 出店物等の搬入・搬出

- 1) 搬入時間 9月6日（日）午前8時00分～午前9時15分
※イベント開始時間の午前9時半までには、必ず出店物等を陳列するよう願います。
- 2) 搬出時間 9月6日（日）午後4時30分～
- 3) 運搬
イベント広場の敷地（芝生内）には、車両進入できません。台車等は各自でご準備して使用してください。
- 4) 経費
出店の搬入、搬出の経費は、すべて出店者の負担となります。

9. 出店者の駐車場

- 1) 出店者の駐車場は、会場北側のイベント駐車場となりますが、やまびこフェスタの来場者の駐車場も兼ねておりますので、最小限の車両台数で願います。
- 2) 出店者には予め駐車券を配布します。

10. 販売

- 1) 商品の販売価格について
 - ① 消費税は、内税方式で設定してください。
 - ② 価格は、通常の小売価格以下での特別価格で設定してください。

- 2) 販売代金等の金銭管理については、主催者は一切責任を負いません。
- 3) 買物袋、包装紙等は、各出店者で準備してください。
- 4) 出店者は、事前に配布する「出店結果報告書」により、売上げの報告をイベント終了後に本部へ行ってください。

11. 食品販売

- 1) 食中毒を起こさないように、調理器具・食材等の衛生管理には、十分気をつけてください。
- 2) 容器包装に入れられた加工食品には、食品衛生法に基づく「名称」、「使用添加物」、「保存方法」、「消費期限又は品質保持期限」、「製造者氏名」、「製造所所在地」等を、必ず表示してください。

12. ゴミ処理

やまびこフェスタ期間中に来場者に飲食のため販売した容器類のゴミは、事務局において一括して処理しますが、それ以外の出店者のゴミはお持ち帰りください。

13. 禁止事項

- 出店者及び従業員は、次に上げる行為をしないようお願いします。
 - ① 出店者の権利を第三者に譲渡又は転貸し、もしくは管理運営を委託すること。
 - ② 危険物を販売すること。
 - ③ 指定された目的や指定場所以外で火気を使用すること。
 - ④ その他、イベント運営に支障があるような行為をすること。
- 出店者及び従業員は、次に上げる禁止行為を順守くださいますようお願いいたします。
 - ① 会場内での喫煙は所定の喫煙場所を設けているので、それ以外の場所での喫煙をしてはならない。
 - ② 出店者の会場内における飲酒を禁止する。

14. 事故等の処理

次のような場合には、出店責任者は直ちに関係機関及び実行委員会に連絡するとともに、その指示に従い処理してください。

- ① 火災及び盗難が発生したとき。
- ② 食中毒が発生したとき。
- ③ 不審者もしくは不審物を発見したとき。
- ④ その他、事故が発生したとき。

15. 出店の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当するときは、出店を取り消すことが出来ます。

- ① 関係法令及びこの要領に違反したとき。

② その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

16. 損害賠償

出店者（従業員）は会場の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとします。

17. その他

テント設営時の位置や出店に係る留意点等は、文書で送付致します。

18. 出店の申し込み・お問合せ先

(1) 申し込み方法

別紙「出店申込書」に所要事項を記入し、郵送又はFAXでお申し込みください。

(2) 申込期限

令和8年7月17日（金） 必着

(3) 申込先・お問合せ先

〒028-2302 岩手県宮古市川井第2地割186番地1

やまびこフェスタ実行委員会事務局

（宮古市川井総合事務所 担当：長柴）

TEL 0193-76-2114（直通）

FAX 0193-76-2042

E-mail s_nagashiba@city.miyako.iwate.jp